

令和6年

飯盛靈園組合議会 7月定例会会議録

開会 令和6年7月30日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（7月）会議録

○ 令和6年7月30日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	由 井 龍一郎	2 番 議員	山 口 真由美
3 番 議員	武 田 賢 一	4 番 議員	江 端 将 哲
5 番 議員	藤 本 美佐子	6 番 議員	坂 本 勇 基
7 番 議員	深 井 弘 晃	8 番 議員	坂 本 大次郎
9 番 議員 議 長	五 味 聖 二	10 番 議員	おおつか 真 司
11 番 議員	みずおち 康一郎	12 番 議員 副 議 長	中 村 晴 樹

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	逢坂 伸子	副管理者 四條畷市副市長	神谷 雅之
事務局長	大塚 幸秀	次長	砂原 弘佳
次長兼総務課長	奥林 学	管理課長	森井 規仁
施設課長	長谷川 篤		

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐	中川 誉士	総務課長補佐	梅本 光
総務課	山岡 姫香		

○ 議事日程次のとおり

日程第1		仮議席の指定
日程第2		会期について
日程第3	選第1号	議長の選挙
日程第4		議席の指定
日程第5	選第2号	副議長の選挙
日程第6	議案第9号	飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案
日程第7	議案第10号	飯盛斎場条例の一部を改正する条例案
日程第8	議案第11号	飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案
日程第9	選任同意第4号	監査委員の選任について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐	中川 誉士
--------	-------

○大塚幸秀事務局長 それでは、開会に先立ちまして、事務局よりご報告申し上げます。

本定例会は、各市議会において飯盛霊園組合議会議員の選挙が行われてから、初めての議会でございます。

議員の選挙により、本組合の議会議長及び副議長が欠員となっておりますので、議長が選ばれるまでの間は、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で、年長の議員に臨時議長をお願いすることとなっております。つきましては、本日の年長議員は江端議員でございますので、ご紹介を申し上げますと共に、江端議員におかれましては、議長席への着席をお願いをいたします。

○江端将哲臨時議長 ただいまご紹介を受けました江端でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

なお、私が行います職務は、新議長を選挙するまでの極めて短時間の職務でありますので、この際、ご挨拶は省略させていただきたいと思っております。

何卒よろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年7月定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○江端将哲臨時議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、議員各位には、各市議会における役員改選によりまして、本組合議会議員をお願いすることとなりました。

本組合における墓地行政等の適正な運営のため、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会では、議会の構成をはじめ、条例、選任同意に関し、ご審議をお願いすることといたしております。

よろしくご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○江端将哲臨時議長 それではこれより本日の会議を開きます。時に午後2時2分

本日は全員のご出席であります。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。7番深井弘晃議員、10番おおつか真司議員をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。

本日、臨時議長において行います議事日程は、日程第1、「仮議席の指定」から日程第3、選第1号、「議長の選挙」までの計3件を付議すべきこととなっております。

それでは、まず、日程第1、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、臨時議長において指定いたします。現在の席をもちまして仮議席とし、ただいま配布させております仮議席表をもちまして、その発表にかえさせていただきます。

次に移ります。

日程第2、「会期について」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第3、選第1号、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることにいたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

それでは、私からご指名申し上げます。

議長には五味聖二議員をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの被指名人をもって当選人と決定することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議長には五味聖二議員が当選人と決しました。

それでは、これよりご挨拶を受けることといたします。

○五味聖二議長 議長。

○江端将哲臨時議長 五味議員。

○五味聖二議長 一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙を得まして、本組合議会の議長に就任させていただくこととなりました。

かくなる上は、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきまして、本組合議会の円滑な議会運営に、誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、どうか今後とも、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○江端将哲臨時議長 議長の挨拶は終わりました。

それでは、私の職務はこれにて終了いたしましたので、新議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

○五味聖二議長 それでは、引き続き議事を行います。

日程第4、「議席の指定」を行います。

各議員の席は、現在、ご着席の番号をもって指定し、ただいま配布させております議席表をもちまして、この発表にかえさせていただきます。

次の日程に入る前に、ご報告申し上げます。

監査委員から本年3月から7月までに行われました、例月出納検査の結果について、書類報告がなされております。報告文書につきましては、各議員の机上に配布させております。

以上で報告を終わります。

引き続き日程に入ります。

日程第5、選第2号、「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、議長において指名いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** ご異議なしと認めます。

それでは、私から指名申し上げます。

副議長には中村晴樹議員をご指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの被指名人をもって当選人と決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** ご異議なしと認めます。

よって、副議長には、中村晴樹議員が当選人と決しました。

それでは、これより、ご挨拶を受けることといたします。

○**五味聖二議長** 中村晴樹議員。

○**中村晴樹副議長** 一言、お礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙によりまして、本組合議会の副議長に就任させていただくこととなりました。

組合の発展のため、誠心誠意、努力をしてまいり所存でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○**五味聖二議長** 副議長の挨拶が終わりました。引き続き議事を行います。

次に移ります。

日程第6、議案第9号「飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案」を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○**大塚幸秀事務局長** 議長。

○**五味聖二議長** 事務局長。

○**大塚幸秀事務局長** それでは、付議事件の5ページをご覧ください。

議案第9号「飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案」についてご説明申し上げます。

本案は、現在、施設的设计、建設及び運営を一括して発注する方式、いわゆるDBO方式により事業者の選定を進めております飯盛斎場の建替に関しまして、今後、選定される運営事業者を指定管理者に指定し、建替後の新斎場の管理を行わせる必要があるため、公の施設に係る指定管理者の指定手続等などを新たに定めようとするものです。それでは内容をご説明申し上げます。6ページから9ページまでをご参照ください。

まず第1条においては、趣旨として、この条例は、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとするを規定しております。

第2条では、指定管理者の募集にあたっては、公の施設の概要など第1号から第8号までに掲げる事項を明示して公募するものとするを規定しております。

第3条では、指定の申請は定款など第1号から第5号までに掲げる書類を添えて申請期間内に管理者に申請しなければならないことを規定しております。

第4条では、管理者は第3条の規定に基づく申請があったときは、利用者の平等な利用の確保など第1号から第5号までに掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、適格と認められる申請団体のうち、最も優れた団体を指定管理者の候補者として選定するものとするを規定しております。

第5条では、管理者は指定管理者の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知しなければならないことを規定しております。

第6条では、第5条の規定による通知後、選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となった場合などは、他の申請団体の中から再度、指定管理者となるべき団体を選定することができることを規定しております。

第7条では、公募によらない選定等に関し、第1項において、申請団体がなかったときなどは、管理者は組合が出資している法人等を指定管理者の候補者として選定することができることを、第2項においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる「PFI法」の規定により選定された民間事業者を指定管理者の候補者として選定することができることを、第3項においては、いわゆるDBO方式を採用した事業において、PFI法に準じた方法により選定された民間事業者がある場合は、当該民間事業者を指定管理者の候補者として選定することができることを、第4項においては、第1項から第3項までの規定による選定については、選定結果の通知に関して定めた第5条の規定を準用することをそれぞれ規定しております。

第8条では、指定に関し、第1項において、管理者は、第4条又は第7条の規定により選定した指定管理者の候補者について、議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとするを、第2項においては、管理者は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならないことをそれぞれ規定しております。

第9条では、協定の締結に関し、第1項において、指定管理者は、管理者と公の施設に関する協定を締結しなければならないこと、ただし第7条第2項又は第3項の規定により選定された民間事業者が指定管理者の指定を受けた場合であって、事業計画に関する事項などの協定で定める事項を当該民間事業者と締結した事業契約において定めたときは、この限りではないことを、第2項においては、協定で定める事項について、それぞれ規定をしております。

第10条では、指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、事業報告書を管理者に提出しなければならないことなどを規定しております。

第11条では、管理者は指定管理者に対し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができることを規定しております。

第12条では、指定の取り消し等に関し、第1項において管理者は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが不適当と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができることを、第2項においては、PFI法第29条第1項の規定によりPFI事業者の選定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命じた場合にあつては、管理者は第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命じたものとみなすことを、第3項においては、指定の告示に関して定めた第8条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用することを、第4項においては、第1項又は第2項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、管理者はその賠償の責めを負わないことをそれぞれ規定しております。

第13条では、指定管理者は、指定期間が満了したときなどは、管理者の承認を得た場合を除い

て、当該指定施設等を原状に回復しなければならないことを規定しております。

第14条では、指定管理者は管理者が特別の事情があると認める場合を除き、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を組合に賠償しなければならないことを規定しております。

第15条では、個人情報保護等に関し、第1項において、指定管理者は、個人情報の漏洩等の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならないことを、第2項においては、指定管理者及びその従事者は、知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならないことなどを規定しております。

第16条では、この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定めることを規定しております。次に附則についてですが、この条例を公布の日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号「飯盛霊園公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○**五味聖二議長** これにより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第7号 議案第10号「飯盛斎場条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○**大塚幸秀事務局長** 議長。

○**五味聖二議長** 事務局長。

○**大塚幸秀事務局長** それでは11ページの議案第10号「飯盛斎場条例の一部を改正する条例案」についてご説明を申し上げます。

本案は先ほどの議案第9号と同様の理由により、今後、斎場の管理を指定管理者に行わせることができるよう、所要の改正を行おうとするものです。それでは条項の移動による規定整備を除き、改正内容をご説明申し上げます。

12ページから13ページまでをご参照ください。

第12条は、指定管理者による管理に関して定めようとするもので、管理者は火葬に関する業務など第1号から第3号までに掲げる斎場に関する業務を指定管理者に行わせることができることを規定しております。

第13条は、指定管理者が行う管理の基準に関して定めようとするもので、指定管理者はこの条

例その他関係する法令等に基づき、斎場を管理しなければならないことを規定しております。次に附則についてですが、この条例を公布の日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第10号「飯盛斎場条例の一部を改正する条例案」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○**五味聖二議長** これにより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、議案第11号「飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○**大塚幸秀事務局長** 議長。

○**五味聖二議長** 事務局長。

○**大塚幸秀事務局長** それでは15ページの議案第11号「飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案」についてご説明申し上げます。

本案は先ほどの議案第9号等と同様の理由により、飯盛斎場の指定管理者の指定についての審査等を行う附属機関を新たに設置いたしたく、所要の改正を行おうとするものです。それでは改正内容をご説明申し上げます。

16ページから17ページまでをご参照ください。

第2条において、新たに附属機関として飯盛斎場の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務を担当する「飯盛斎場指定管理者選定評価委員会」を設置し、その委員につきましては、定数は7人以内とし、構成は学識経験者、関係市の職員及びその他管理者が適当と認めた者とし、任期は2年とすることを規定しております。

次に附則についてですが、この条例を公布の日から施行しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号「飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○**五味聖二議長** これにより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**五味聖二議長** 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第9、選任同意第1号、「監査委員の選任について」を議題といたします。

この際申し上げます。

地方自治法第117条の規定により、藤本議員の退場を願うことといたします。

(藤本美佐子議員 退場)

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○五味聖二議長 管理者。

○東修平管理者 選任同意第1号につきまして、ご説明申し上げます。

「監査委員の選任について」でございますが、議会の議員の皆様の中から委員をお願いするものでございます。

つきましては、藤本美佐子議員を適任と認め、選任いたしたく存じますので、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○五味聖二議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより選任同意第1号を採決いたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○五味聖二議長 ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

それでは、藤本議員の入場をお願いいたします。

(藤本美佐子議員入場)

○五味聖二議長 この際、藤本議員に申し上げます。

本件につきましては、ただいま審議の結果、同意することに決しました。

次に一般質問でございますが、通告がありませんでしたので、これを受けないことといたします。

この際、お諮りいたします

本年度の行政視察につきましては、視察先、日程等の調整がつき次第、霊園事業、火葬場事業、又は公園事業の管理運営状況調査のため、議員を派遣いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、行政視察は、調整のうえ議員を派遣することと決しました。

以上で本定例会に付議した事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者からご挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○五味聖二議長 管理者。

○東修平管理者 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、新しく正副議長がご就任をされ新たな議会構成が定まりましたことは、誠にご同慶に存ずるところでございます。

また、提出いたしました事件について、ご審議をお願いいたしましたところ、いずれもご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○五味聖二議長 続きまして閉会に当たり、私からもご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

最後に、皆様におかれましては、一層のご自愛とご健勝を祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会のご挨拶といたします。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。時に午後2時31分